

(表 面)

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号。以下「暴力団排除規則」という。)第4条各号のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

また、下記役員等名簿に記載した者が暴力団排除規則第4条各号のいずれにも該当する者ではないことを、警察署に照会することを承諾します。

令和 年 月 日

香美市長 依光 晃一郎 様

所在地(住所)

法人名・商号・名称等

[illegible]

印

代表者印

記

役員等名簿

[illegible]

【備考】

(裏面)

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、香美市個人情報保護条例(平成18年香美市条例第14号)の規定に基づき取り扱うものとし、香美市が香美市事業等からの暴力団の排除に関する協定書に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、香美市がこれらの情報をもとに警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な(旧字等)字体で記載してください。

- (1) 株式会社、有限会社については、取締役(代表取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)
- (2) 合名会社又は合同会社については、社員
- (3) 合資会社については、無限責任社員
- (4) 社団法人又は財団法人については、理事
- (5) 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
- (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
- (7) 個人については、その者
- (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)までに掲げる者のほか、次の者

ア 支配人を置く場合は、支配人

イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
ウ 香美市に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)

- (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人

2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(抜粋)
(排除措置の実施)

第4条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、排除措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) 契約に係る業務又は補助金に係る事業(以下「業務等」という。)に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められる者
- (3) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等の役員である者
- (4) 自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (5) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (6) 業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる事業者であることを知りながら、これを利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる事業者であることを知りながら、これを利用していると認められる者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者